住家被害認定に関する主な指摘事項

	検討項目	主な指摘事項		
		水害	その他の災害	共通
総論的事項	① 総論	〇水害の被害認定は、地震の被害	〇地盤災害等により居住のた	〇「災害の被害認定基準」におい
		認定に比べ、判定が厳しすぎる	めの基本的な機能を喪失し	ては、全壊とは「居住のための
		のではないか。	ているものと認められる住	基本的な機能を喪失したもの」
			宅は、損害割合の算定による	とされているため、悪臭等によ
			ことなく全壊と判定すべき。	りやむを得ず解体した住宅は、
				損害割合の算定によることな
				く全壊と判定すべき。
	①運用指針	〇混合被害(台風等の際に、物理	〇竜巻による被害については、	
	の構成	的な外力による被害と吸水に	地震や浸水を想定した運用	
		よる機能損失の被害の両方が	指針ではなく、その特殊性を	
		生じる被害)の場合の調査・判	考慮した新しい基準を設け	
		定方法がわかりにくい。	て被害認定を行うべき。	

	②部位別構成比	計を現行の70%から地震と 同じ100%に引き上げるべ き。 O2階建て住宅の1階のみが浸		〇各部位の部位別構成比の値に ついて見直すべき(基礎、床の 構成比が低い、設備の構成比が 低い又は高い等)。
判定方法		水した場合には、床、壁等の構成比が全体の約半分であるため、損害割合がどうしても低く 算定される結果となり、妥当ではないのではないか。		
	③損傷程度 の区分	〇浸水(水害)の損傷程度の区分が、いずれの部位についても、 2区分しかない。より被害実態		
		を適切に反映した認定が可能 となるよう、この区分を増やす べき。		
	④損傷の 例示	〇浸水した住家の悪臭、カビの被 害を損傷の例示に追加すべき。	〇地震等による地盤被害を損 傷の例示に追加すべき。	

		T		
	⑤調査・判定			〇被災後、自治体が被害認定調査
調査方法	フロー			を実施する前に、被災者が住宅
				を解体又は補修してしまった
				場合に、後日写真等により被害
				認定する方法を示すべき。
				〇被災者の納得が得られない場
				合の取扱い等、どのような場合
				に再調査、再々調査を行うべき
				なのかについて考え方を示す
				べき。
				〇被災者等による自己診断方式
				を活用してはどうか。
	⑥住家被害			〇小千谷方式(DATS)のよう
	調査表			な時間のかからない被害認定
				調査の方法を導入することを
				検討すべき。
	⑦応急危険		〇応急危険度判定からり災証	
	度判定等		明書の発行までを、一連の流	
	との技術		れとして建築の専門家が一	
	的連携		度に行えるような仕組みを	
			つくれないものか。	